

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年8月21日)

- 1 香港～米子間連続チャーター便の運航状況等について【交通政策課】・・・1ページ
- 2 鳥取空港のリモート化について【交通政策課】・・・2ページ
- 3 統計調査関係書類の紛失について【統計課】・・・4ページ
- 4 森の贅沢 シビエ（猪、鹿）フェアの開催について【東部振興課】・・・6ページ

地 域 振 興 部

香港～米子間連続チャーター便の運航状況等について

平成25年8月21日
国際観光推進課
交通政策課

1 これまでの運航実績（8月16日現在）

- (1) 運航便数 22便中16便
- (2) 乗客数 2,348名
- (3) 平均搭乗率（実績） 84.3%
- (4) 今後の予約状況 平均搭乗率80%以上
※現在も募集中であり、今後更に伸びる可能性が高い。

2 観光ツアーの催行状況

- (1) ツアー催行数 60本 2,268名 ※その他、個人旅行者80名あり
- (2) 主要立寄先

観光：二十世紀梨記念館、鳥取砂丘、砂の美術館、鬼太郎列車、水木しげるロード

（参考：県外観光地）ユニバーサルスタジオジャパン、天橋立、倉敷美観地区、倉敷アウトレット、岡山桃狩り体験

買物：ふれあい村アスパル、イオン日吉津

宿泊：三朝温泉、羽合温泉、皆生温泉、大山、鳥取市内

(3) 来訪客の評価

- ・水木しげるロード、鬼太郎列車の人気・満足度は非常に高い。
- ・県及び関係先が共同で実施している空港等での歓迎対応も好感度が高い。
- ・鳥取県産の農産物（梨・葡萄・メロン・米・野菜等）に対する評価も非常に高く、土産品としての売り上げも伸びている。
- ・不満の意見はほとんどなく、再来を希望する声が多い。

(4) 今後の対応

- ・引き続き、米子鬼太郎空港及びふれあい村アスパルでの歓迎対応を実施
- ・引き続き、アンケートを実施し、今後のマーケティングに反映

★チャーター終了後も、EGL社へのプロモーションを実施し、近隣空港定期便を活用した旅行商品による送客や来年度以降の継続的なチャーター便運航の働きかけを行うとともに、香港市民向け情報発信を強化し、更なる誘客と知名度向上を図る。

【参考】香港～米子間連続チャーター便運航計画の概要

- 1 実施時期 平成25年7月16日（火）～8月31日（土） 1日おきに22便（24往復）。
- 2 離発着空港 香港国際空港（12：20）→ 米子鬼太郎空港（17：00）
米子鬼太郎空港（18：30）→ 香港国際空港（21：20）
- 3 運航会社・機材 香港航空（A320-200/174人乗）
- 4 ツアー催行会社 香港EGLツアーズ

鳥取空港のリモート化について

平成25年8月21日
空 港 港 湾 課
交 通 政 策 課

鳥取空港における国の飛行場対空援助業務について、平成27年4月からリモート化し、大阪飛行援助センターへ移行されることとなったと、6月に大阪航空局より説明がありました。しかしながら、東京5便化などの利便性向上への影響、管制塔撤去に伴う影響、航空機運航の安全性の確保などが懸念されるため、リモート化を中止して現状維持を図るよう国へ申し入れしているところです。

1 リモート化の概要

- ・鳥取空港のリモート化とは、運航情報官が最寄りの大阪飛行援助センターにおいて、無線により、航空機に対し空港に関する対空援助業務（使用滑走路、気象情報、交通状況、飛行場の状態等の情報提供）を提供すること。
- ・鳥取空港の場合、交通量が少なく、また路線の拡充及び定期便の今後の運航数の大幅な増が見込まれないこと等が選定理由であり、これにより鳥取空港の管制塔は無人となる。（現在運航情報官等7名を配置）
- ・今後は、平成25～26年度に県を含めた調整、リモート化に伴う機器整備及び大阪航空局出張所庁舎の耐震化工事を行ない、平成27年4月に供用し、夏頃に管制塔が撤去される。
- ・鳥取空港と山形県庄内空港の2空港が同時期にリモート化される。

2 これまでの経過

- ・5月15日：予算成立 【事業費；58百万円、内容；リモート化の設計・機器購入及び大阪航空局出張所庁舎の耐震化の設計・工事】
- ・5月17日：本省が大阪航空局へ予算成立通知
- ・6月12日：大阪航空局が県に対し鳥取空港のリモート化説明
- ・7月12日：県が大阪航空局長に対しリモート化中止の要望書提出
- ・7月19日：県が本省航空局長に対しリモート化中止の要望書提出
- ・7月31日：県が地元選出国會議員、国土交通大臣等に対しリモート化中止の要望書提出

3 懸念事項

(1) 東京5便化などの利便性向上への影響

鳥取空港においては、国が主催する「羽田空港発着枠に係る政策コンテスト(仮称)」に向け航空会社と連携して提案の準備を行っており、鳥取空港へのアクセス向上のための高速道路整備等更なる利用促進の取組みを進めているところである。今般のリモート化の動きは、こうした増便化等の利便性向上に逆行するものと懸念される。

(2) 管制塔撤去に伴う影響

庁舎（2階部分まで）は耐震化するが管制塔（3階から6階まで）は撤去する計画とのことであり、災害等の緊急時の対応や危機管理の面での機能が確保されるのか懸念される。

(3) 航空機運航の安全性の確保

遠隔地での業務となれば、これまでの管制塔から目視により得られる飛行場の状態等が監視カメラによる情報となり、質、量とも限定され、かつ緊急時の対応力が確保されるか懸念される。

(4) リモート化に伴う中継伝達と空港職員の増員

鳥取空港管理事務所が行う各種飛行場管理業務は、運航情報官と構内無線で適宜情報交信は行っているが、リモート化後の固定電話による交信となれば、時間も手間も要すると推測される。冬期の降雪が多くその状況が急激に変化することが多い中で、迅速で的確な情報連絡が確保できるのか懸念される。加えて中継伝達を行う空港職員の増員が必要となる。

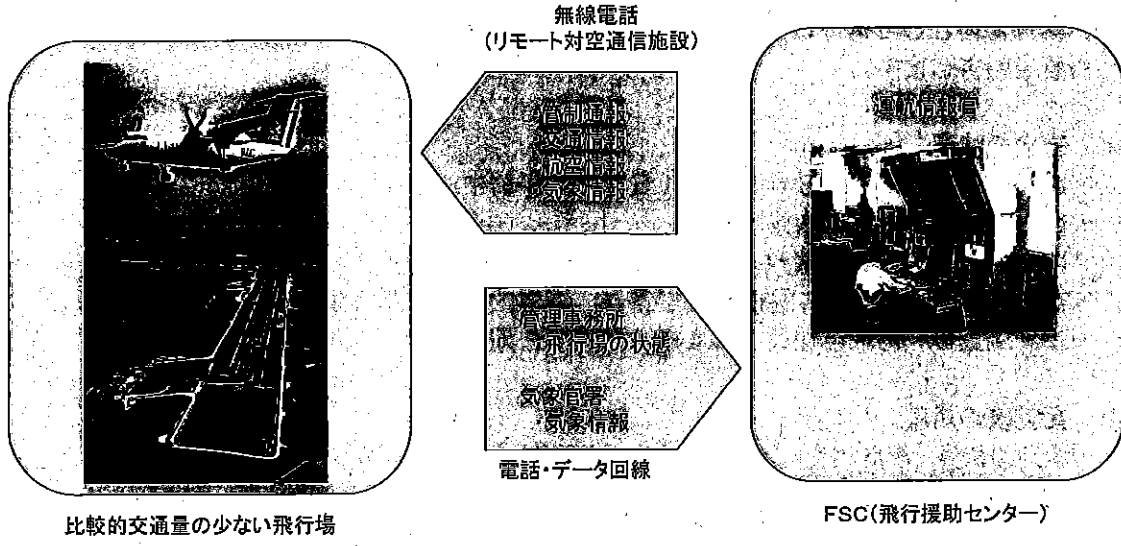
4 今後の対応

- ・国に対し地元の懸念を伝え、現状維持を申し入れた。今後、国から具体的な説明を受け、国が十分な説明責任を果たし懸念が払拭されるのか、慎重に対応していきたい。

飛行場対空援助業務リモート化の概要

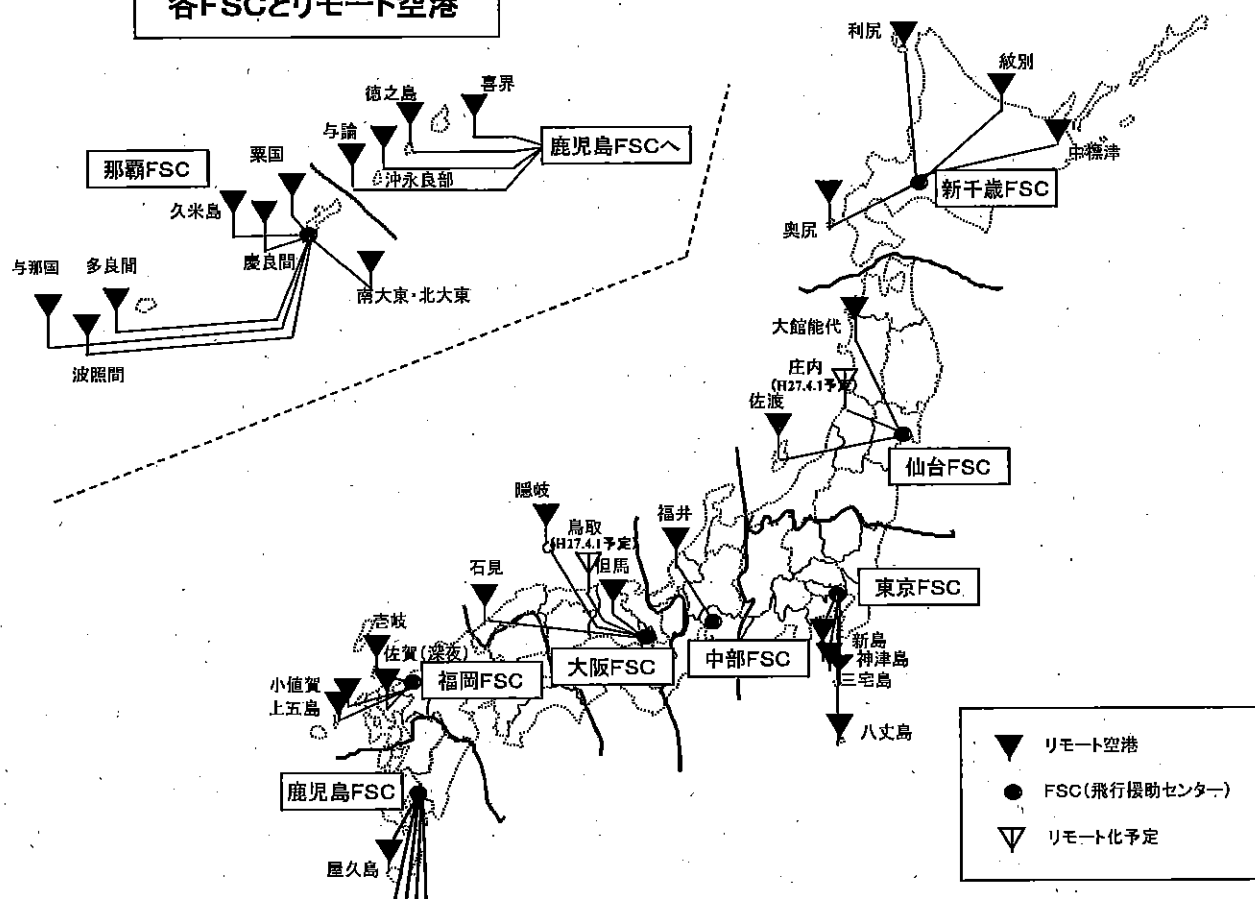
飛行場対空援助業務リモート化とは、比較的交通量の少ない飛行場に離発着する航空機、及びその周辺を飛行する航空機の航行を援助することを目的として、最寄りのFSC(飛行援助センター)において、運航情報官が無線(リモート対空通信施設)により航空機に対する管制通報上必要な情報の伝達、離発着に必要な情報(使用滑走路、気象情報、交通状況、飛行場の状態等)の提供を行うもの。

当該業務は昭和49年7月利尻空港を稚内空港事務所、奥尻空港を函館空港事務所から運用を開始したのを皮切りに、航空交通量が比較的少ない空港に拡大され、平成25年4月現在、31空港を8空港事務所で実施しています。



FSC : Flight Service Center 飛行援助センター

各FSCとリモート空港



統計調査関係書類の紛失について

平成25年8月21日
統 計 課

当課の統計調査員（非常勤職員）が、毎月勤労統計調査特別調査にかかる確認業務を実施中、参考資料として携行していた事業所一覧を紛失するという事案が発生しましたので、その概要を報告します。

1 紛失の状況

- ・紛失日時 平成25年7月31日（水）午前中
- ・紛失場所 鳥取市南栄町地内
- ・紛失物 調査区域内の事業所一覧1枚（63事業所分）
- ・記載内容 会社名、住所、電話番号、事業内容、正職員数、パート数
- ・統計調査員 鳥取市在住、64歳 女性（任期7/11～9/10）

2 発覚後の対応

- ・統計課職員と統計調査員とで、紛失した可能性のある訪問先事業所を確認して回り、さらに徒歩で、移動した事業所敷地内や道路等も探したが、発見できなかった。
- ・状況の説明とお詫びを記した文書を持って、統計課職員、統計調査員が事業所一覧に記載されている事業所を回って説明し、全事業所の了解を得た。
- ・当該調査に従事する他の統計調査員はもとより、他の調査に従事する統計調査員に対しても文書交付に加え、調査業務に関する打合せ会などでも注意喚起を行った。
- ・今後の調査員研修の際にも、今回の事例を取り上げ、書類の適正管理について徹底していく。

【参考】

1 毎月勤労統計調査特別調査（厚生労働省からの法定受託調査）

- ・調査の目的 小規模事業所における雇用、給与及び労働時間について調査するもの。
- ・調査対象範囲 農業、林業、水産業、一般公務を除く産業の常用労働者1～4人の事業所。無作為抽出により調査区を選定し、調査区内の事業所を全数調査。
- ・調査時期 毎年7月末日
- ・調査対象期間 毎年7月
- ・主要調査事項 ①主要生産品の名称もしくは事業内容
②常用労働者数、出勤日数、労働時間数、現金給与総額
③年間に支給された特別給与額

2 統計調査員の業務内容

- ・指定調査区内を事業所一覧に基づいてくまなく巡回し、すべての事業所を漏れなく確認して、事業所名簿を作成。
- ・調査対象となった事業所に対し、調査票記入を依頼。
- ・後日、調査票を回収し内容を確認の上、県統計課へ提出。

3 事業所一覧

- ・毎月勤労統計調査特別調査に先立って、調査対象となるか否かを確認するために、国から提供を受けた調査区単位の全事業所リスト。一部非公開情報（正職員数、パート数）を含む。（別添：事業所一覧様式）

森の贅沢 ジビエ(猪、鹿)フェアの開催について

平成25年8月21日
東部振興監東部振興課

県東部地域で有害鳥獣として捕獲される猪、鹿の野生肉(ジビエ)を広く一般県民や観光客等に食べていただき、その美味しさを知ってもらうことでジビエのイメージアップ及び消費の拡大を推進するため「森の贅沢 ジビエ(猪、鹿)フェア」が開催されます。

- 1 期 間 平成25年9月4日(水)～平成26年1月26日(日)の145日間
- 2 内 容 いなばのジビエ推進協議会の各店舗(12店舗:8月19日時点)でジビエ料理を提供しているが、フェア期間中に異なる複数店舗でジビエ料理を食べ、店舗のスタンプを集めて応募していただくと抽選で賞品を贈呈する。
- 3 主 催 いなばのジビエ推進協議会
(会長 長尾裕昭:(株)ふるさと鹿野代表取締役社長、会員数 51)

4 イベント(主なもの)

(1) キックオフイベント(フェア開始イベント)

- ・日 時:平成25年9月4日(水)10:30～13:00
- ・会 場:パレット鳥取(鳥取市本通り)
- ・招待者:マスコミ、行政、商工会等関係機関、いなばのジビエ推進協議会会員等 100名
- ・内 容:パネルディスカッション テーマ「森の贅沢 ジビエで地域振興」
 - ・話題提供者 :いなばのジビエ推進協議会会長 長尾 裕昭
 - ・コーディネーター :鳥取大学地域学部准教授 福田 恵子
 - ・パネラー :八頭森林組合代表理事組合長 前田 幸己
ししばたんの会会長 伊吹 達也
地域プランナー 石山 雅章
(有)ライクイット代表取締役社長 大佐古 弘之

(2) その他のイベント

① 中間イベント

- ・日 程:平成25年11月29日(金)
- ・内 容:消費拡大のためのイベントを計画中。併せてフェアの抽選会も実施。

② ありがとうイベント

- ・日 程:平成26年1月29日(水)
- ・内 容:①に同じ。

合併特例債の普通交付税措置状況について（補足説明資料）

平成25年8月21日
地域振興課

【質問内容】

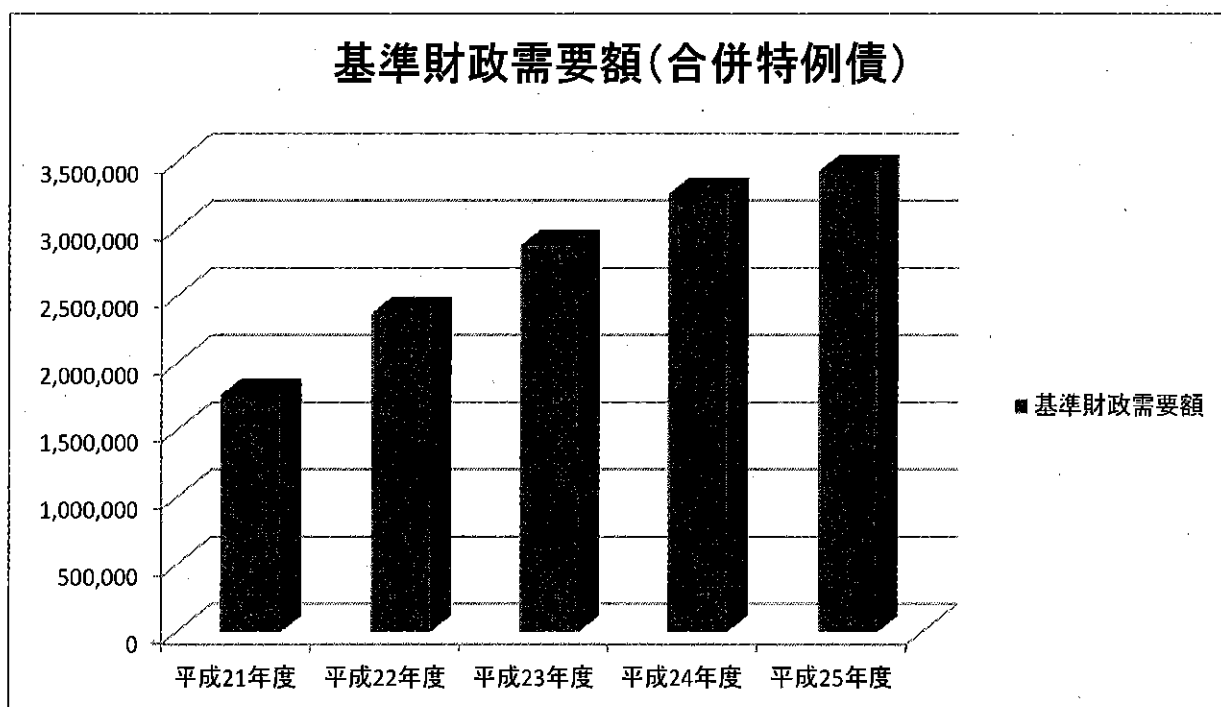
市町村の発行した合併特例債の元利償還金に係る普通交付税措置状況はどのようになっているか。

【回答】

1 交付税措置の状況

充当率：95%、元利償還金に対する交付税措置：70%（基準財政需要額に算入）

2 交付税措置額の推移



（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
元利償還金 （基礎数値）	2,523,469	3,393,419	4,108,723	4,657,001	4,901,875
算入額	1,766,432	2,375,395	2,876,107	3,259,901	3,431,313
算入額増減 （前年度比）	-	608,963	500,712	383,794	171,412

3 合併特例債の交付税措置に係る今後の見込み

県内合併市町村の合併特例債の借り入れ状況は平成19年度から平成23年度まで80億円前後で推移しているが、近年の金融市場の低金利を反映して、元利償還金の額の伸びは抑えられてきている。

なお、合併特例債の償還は、一般的に償還期間20年（2年間元金据置）の場合が多く、県内合併市町村の借入最終年度である平成32年度借り入れ分の元金の償還が始まる平成34年ごろにピークを迎え、その後償還の終了に従い、元利償還金（算入額）は減少していくものと考えられる。

